

ホームヘルパー雇用助成事業

1 目 的

組合員、配偶者又は組合員の2親等以内の同居親族が傷病又は出産（以下「傷病等」という。）のため、家庭看護（入院の付き添いは除く。）、家事等の援助者としてホームヘルパー等の派遣を受け雇用した場合、その経費の一部を助成します。

2 助成対象

次の紹介所等の紹介又は派遣等によりホームヘルパー等を雇用した場合に助成します。

- (1) 看護師や家政婦の紹介業者の紹介による雇用
- (2) ホームヘルパー派遣業者、ベビーシッター派遣業者等からの雇用
- (3) 市町村シルバー人材センターの紹介による雇用

ただし、以下の場合には、対象とならないので注意してください。

- ・ 組合員本人の傷病等による場合でも本人が勤務している場合
- ・ 配偶者又は家族の傷病等による場合で、組合員本人が勤務を要しない日、年休等で勤務していない場合
- ・ 傷病等による場合で、その事由となる者が介護保険適用者である場合
- ・ ホームヘルパーを職業としている者を雇用したが、そのホームヘルパーの所属機関を通して雇用しなかった場合
- ・ 出産予定日の8週間前から出産後8週間を経過するまでの期間以外での出産による家事支援の場合

3 助成金額及び助成日数

1日につき7,000円（雇用費用が7,000円に満たない場合はその額）。

ただし、同一年度16日を上限に助成します。

4 必要提出書類

- (1) 傷病による家事支援の場合

- ア ホームヘルパー雇用助成申請書（第1号様式）
- イ 医療機関の領収書又は診断書（写し）（傷病者の氏名を確認できる書類）
- ウ 出勤簿等（写し）（対象日の出勤状況のわかるもの）
- エ 紹介所等の領収書及び明細書（写し）（日額が確認できる書類）又はホームヘルパー派遣証明書（第2号様式）
- オ 審査にあたり、支部長が必要と認める書類

- (2) 出産による家事支援の場合

- ア ホームヘルパー雇用助成申請書（第1号様式）
- イ 出産をする（した）者の氏名及び出産予定日（出産日）が確認できる書類
- ウ 出勤簿等（写し）（対象日の出勤状況のわかるもの）
- エ 紹介所等の領収書及び明細書（写し）（日額が確認できる書類）又はホームヘルパー派遣証明書（第2号様式）
- オ 審査にあたり、支部長が必要と認める書類

5 申請期限

雇用後3か月以内で、翌月の5日までに支部へ申請してください。

ただし、**翌年度にまたがるときは3月31日までの分を翌月の4月5日（当支部必着）までに**申請してください。

必要書類がそろわない等の理由で期限に間に合わない場合は、事前に当支部厚生貸付係へ相談してください。

6 送 金

支部長は、申請書により助成金額を決定し、申請者の銀行口座に送金します。